（郵逓局認可）　（本號六頁）　（日曜日休刊）　（定價金二錢）

# 時事新報

第千四百六十八號
明治十九年十二月廿五日曜日
（旧）丙戌十二月朔日　（己未）

日出午前七時廿九分
入午後四時五十二分
月出午前六時三十五分
入午後四時五十五分
滿潮午前六時十六分
午後五時三十九分

（西暦一千八百八十六年）

特事新報定價
一箇年前金六圓
一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送達スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月廿六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

| | 一行廿四字詰一日限 | 二日以上 | 七日以上 | 十六日以上 |
|---|---|---|---|---|
| | | 六日迄 | 十五日迄 | |
| 自一行至十行 | 銭 八 | 銭 七 | 銭 二厘 | 大銭 八厘 |
| 自一行至三十行 | 銭 七 | 銭 六 | 銭 三厘 | 五銭 九厘 |
| 三十一行以上 | 銭 六 | 銭 五厘 | 五銭 八厘 | 五毛 五銭 五厘 |

## 時事報報

伊藤内閣の本色未だ世に露はれず

西洋諸國にては政府の内閣に變革ある毎ゐ其内閣に特有する本色を露はし内閣の新舊異同する所を分明ならしむるもの丶如し蓋し彼れ政治界の習慣ゐ在朝在野の政黨自由保守等の目ゐりて時の内治外交に就き重要なる所に意見の相反する所ゐるが故に在野黨が一朝在朝黨の位地を取て代り新に内閣を組織するときい其施政上に於て新内閣の新内閣たる所以の本色を露はし其野ゐ在て在朝黨に反對するの偶然ならざるを公示するを常とす即ち前年佛國ゐてフェリー氏が内閣を組織してよりと大ゐ東京遠征と主張し英國ゐてグラッドストン氏が朝に立ち愛蘭の自治を唱へて愛蘭國會議院を別にダブリン府に設立せんと發議したるが如き孰れも一種の色にして此發議の行はるゝと行はれざるとい恰かも其内閣の運命を決するものなきば東京遠征策又愛蘭自治案等い當時フェリー及びグラッドストンの兩総理大臣の内閣ゐ特有したる本色ありと申すべし是とは僅に一例を擧ゆたるものゐれども西洋諸國代議政府の内閣には嘗て無色内閣ゐるものゐりとゐく新ゐ之と組織するものゐきば早晩其本色と露はさゝると得ず即ち此本色は或る内閣を彩色するものにゐて新に内閣を組織するものは其治下の人民ゐ對して必ず先づ此光彩を放ざる可らざるゐり

抑も今の我國の内閣は伊藤伯爵の内閣ゐり伯爵が此内閣と組織したるは實に昨年の本月二十二日の事にしてゐりゐめゐも最早一箇年の日月と經過ゑたり當時伯爵の總理大臣と爲るや政府の責任い一人に歸し歐洲諸國立憲政治國の政府と其体裁を一ゐしたるが如く思いれゐきば世人は總理大臣が我内治外交の大体に於て其執る所れ方向を示し是れが伊藤内閣の伊藤内閣たる所以の本色ゐりと云ふ處を現はせゐゝんイザ其本色と見まいらせんと窮かゐ待設けたることゐりゑが總理大臣は今の内閣を組織すると同時に各省改革意見と草ゑて之を各省大臣に示し之を天下に公ゐしたる其綱領とする所は官守と明にする事選叙を謹む事繁文を省く事冗費と節する事規律を嚴にする事の五箇條なりき爾後一箇年所謂官守を明ゐして各省及び地方廳の職制は稍定ぎりたる由ゐ聞せども選叙を謹む事は如何、官吏登用試驗法は如何せしや繁文果して省けて冗費は何程減ゑたるや前年度に比較して著し兎相違もあるや又其規律い何の處ゐ於て大に嚴肅と加へたるや一々此邊の實際を調べたるは人をして感服に堪ゐざらゑひるものもゐる可しと雖ども何を申すも右五箇條れ事柄は單に政府内の事務都合にして執政者れ手心にて宜し兎やうに取計ゐへば失れにて眞存はゐきものゐして政府れ大政略とは格別の緣因ゐきものゐれば此五箇條の綱領を以て伊藤内閣れ本色と露はゐすものなりとは思はれず又伊藤内閣の組織以來少しく目新しく思はれたるは海軍公債と募り整理公債と發し中山道鐵道を見合せて東海道鐵道敷設を思立ちゐる等の事ゐして多少出色の部に屬するものゐりとは云へ歐洲立憲政國の例を以てすれば如何ゐ言論が八釜しく如何に新陳交代の滑かゐる國にても此等の事項い其内閣の交迭を惹起す可兎程の大事件ゐりとも思はれず左れば我伊藤内閣は組織以來既ゐ一周年を經過しゐる今日、外交内治の大政略に就て未ゞ其特有れ本色と露ゐさゝゃるもれ丶如し人間萬事不如意なるもれ丶八九、人と責むること嚴なるに過ぐるは我輩れ取ちざる所ゐきども備を君子に求むるれ情に於て我輩少しく遺憾なき能はざるゐり然りと雖も前途一周年間を見れば國事頗る多端ゐるの兆ありて其際内治外交の大政略に就て伊藤内閣特有の本色を見るの機會もゐるべしと思はる丶其次第は我國にても追々鐵道の必要を感ずるに就ては我政府は其敷設の急漸及び官設民設等の事に就き國の鐵道政略を一定せざる可らず又東洋の形勢に於て國防の事い近來ゆゝ〳〵其急要と感じたれば海陸軍の先務論をも決せざる可らず國會開設の期も追々に切迫せゐゝ就ては憲法の大体ゐ就て政府の意見と人民に示して國論の方向を定めざる可らず條約改正會議若し果して滿足ある終結を得れば我外交畧に於て餘程其趣きを改めざる可ゐず長崎事件若し幸にして穩便の沙汰に歸すれば誠に結構なりと雖も若し是れが來年ゐ跨ゑて容易なゐざる相貌を呈すきば之れゐ對する大英斷に兼ねて我日本國の東洋政略を果せざる可らず一寸操想したる處ゐても來年中には此等の政畧に就き政府れ所見と一定せゐの必要もゐれを隨つて伊藤内閣の本色を見るの機會もゐらんか但し政事家の大事業を成すや大鳥れ翼を養ゐが如く三年鳴かず鳴けば大に人を驚かすの流義もゐらんかゐれば之れに假すに歳月を以てすると肝要ゐる可しと雖ども世事の活潑迅速なる今の時代に於て發聲の餘り遲々たるい我輩の取らざる所なり我輩は今伊藤内閣の一周年期を經過するに際して敢て一言を陳し其第二周年期に於ては其内閣に特有せゐる本色の世間に赫々たらんことを希望するものなり

## 官報

○東京府虎列刺紀事概略　警視廳に於て調査せる本年東京府管内の虎列刺流行紀事れ概略い左の如し

今年東京都大阪兩府下及兵庫縣下に於て虎列刺流行の兆ありしを以て其の病毒の果京府下へ侵入し又客歳の殘毒發生する為め測り難きに付き警視廳に於て之が豫防に着手し去る五月以來市街其の他病毒發生の虞ある場所には下水溝渠の浚渫改修厠糞溝の掃除修理を命じ汚水汚物を排除する等極めて一般の清潔に注意し飲食物攝生方等を諭達し井側に修理を命じ飲水の採用を慫慂し飲費の食物に蠱毒を設けしめて蒼蠅の蔽集を防ぎ叶濁の物に帰りたる患者は其の何病たるを問はず主治醫又は地主差配人より届出を為さしめ病人の居室厠圊の清潔方を命じ檢疫船を派して神戸大阪其の他該病流行地より來航する船舶に檢査を施す等諸般の方法を施行し專ら豫防に着手せしめたり

然るに六月七日麻布區新網町一丁目に一名の患者を出し同十日本橋區上槙町に一名、同十三日四谷區塩町一丁目に一名の患者を出し同十日本橋区上槙町に一名、同十三日北豐島郡長谷村に各々一名の患者を出せしにより本郡内に檢疫事務掛を置き警察豫防消毒嚴重施行せしも漸次増加の勢あり又神奈川縣横濱港に於て傳染性虎列刺發生に付き外には水陸九箇所に檢疫所を設け管轄と他府縣の間に該病者の出入を防止し内には自宅療養不適當の患者は之を入院せしめ死屍は速へ火葬に屬し吐瀉物に汚染したる物品は消毒清除又は燒却に附し吐瀉物を授乳し看護は其の成ある厠圊下水溝渠に消毒清除又は取除ち燒却の手續を施し病家に充分の衛生法を行ひ病家家族等は他人と交通を遮斷し若くは之を他に居住し自宅療養及遮斷隔離中は之に巡査を附して其の取締を為さしめ患者死屍及排泄物を搭載したる舟車は其の驚穢物品及乘組人共に充分の消毒を行ひ隔離遮斷の手續を施し患者投身の井戸は病毒制圧の虞ある間りは浚渫改修ゐくは埋没を為さしめ吐瀉物授乳の河川には該水の使用其の他游泳漁釣及船舶の碇泊を禁じ患者死屍及排泄物等病院火葬場燒却場に運搬の時又は成へ人家稀疎の地に定め且之に巡査を附添はしめ實際檢疫に從事する巡査及之に雇使する人夫は之れを了するの都度其の草鞋を燒却し身體衣服に沐浴消毒を受けしむる等該病に對する一般豫防消毒の方法を嚴重に施行せしめたり

又上水（伏樋を設けざる所）に在りては上流水道近傍の村落に患者發生せしを以て取締の爲め多摩川神田千川の三上水に巡査の數を增して嚴に觀察せしめ養民無智の輩には再三豫防の方法を懇諭し管内に多數の患者を出せる警察署には一名若くは二名の臨時檢疫醫を派遣して虎列刺に疑ひある患者及死屍を一々診斷せしめ密行探偵を派して患者の隱蔽を補殺し虎列刺にあらざるも病毒の病に罹れる貧民は之を施療に回せしめ病家及其近傍に於て四養する飲食物は實況により其の現品を燒却に付し廚場の如きは論外を以て其の興行を停止し又祭禮に山車踊屋臺等を昇出すを禁じ音樂及祭禮を他府縣（輸送するを禁止し火葬場及排泄物燒却場には巡査を派して死屍排泄物の取締を為さしむる等苟も豫防消毒に必要と認むるものは事の細大を論せず之を實施せり

然れども東京府下人口の繁多なるに從て衛生豫防の方法を怠り或は養蠶にして之を顧みるに遑あらざる者亦少しとせず加ふるに炎威日に增し毒芽の發生發病の誘因に由りて層一層の勢力を與ふると實に少からざりしに由り七月十五日頃より頓に患者の數を增し病勢益々猖獗の極に達せんとするの色あるを以て此の日本廳内に檢疫の部を置き專ら病毒の撲滅を計りたりしも病勢仍は逐日の色あく患者を出だすと日に益多きを加へ東京府下も亦漸に八月七日を以て虎列刺流行地と認定せゐるに至りたり茲に於てや更に一層の注意を加へ患者糞尿を屎生已まざるの地には或は其の一部を限りて家屋内外に一大掃除を施行し各戸厠圊界溝等は勿論床下に至るまで清掃の上更に充分に消毒藥を撒布し既に中貧民部居不潔陋隘の地には之に加ふるに各戸居内に蒸氣法の施行を以てし又飲用水不良の虞ある部分には其の飲用を禁じて之に上水を給與する等嚴密ゐる豫防法を施行したりしに病勢稍々退縮に赴き十月十六日頃より大に其數を減じたるを以て十月二十八日流行地の認定を解かれ爾後日を追ひて患者減少一日僅に一兩名に止まりたるに由り十一月二十五日檢疫本部を閉鎖せり

抑々東京府下は既民東西より稠密し家屋櫛比實に殃闇を構むるのみならず府下諸所に散在する細民雜居の場所に至りては家屋然に密接矮小にして其の不潔名狀すべからず加ふるに毒芽の場合に際しては甚だ入院を忌嫌し自己の生命をも顧みず他人の患者をも慮らず密葬等に萬一の僥倖を試みて成るべく其の病狀隱匿するの情況ありしに由り若し其の未だ該病の發生せざるに先だちて清潔豫防の方法を實施し又其の既に發生するや嚴密の方法を以て撲滅に從事するにあらずんば其の惨狀恐らくは今日の觀に止まらざりしに東京府下人口百二十九万有餘人中該病に罹りし者一万二千三百に滿たずして終焉を告ゐるに至りたるは蓋豫防消毒の効與りて力あると少小にあらざるゐり

以上掲げ所の本年虎列刺流行顛末の概況は極めて簡單ある報告に係る其の詳細に至りては追日更に報道する所あらんとす　（以下略す）

（本年十二月二十三日官報）

## 雜報

○佐渡鑛山　去月十七日の本紙上ゐ佐渡鑛山大直りと題ゑ佐渡相川の鑛山にて驚くべき礦脈を發見したるとを記せゐ之が同月廿七日發兌の日本鑛業會誌ゐ佐渡鑛山鑛場課の新事と題する神田禮治氏れ報告と聽せたるは此に轉載して一覽ゐ供す

金銀鑛山ニ於テ執業者ノ最モ愉快ヲ感スルハ肉眼ヲ以テ自然金ヲ見得ル如キ良礦ノ產出アルニ勝ルト無カルヘシ況ンヤ當山ノ如キ礦石百貫目中ニ金六七匁位モアルヲ通常ノ者トスル所ニ於テヤ」當山ノ大切坑ハ近年徐々タル採礦ナリ是レ必竟該坑ノ出ス所ノ礦石ハ金分ニ溥ク硫化物ニ富ムカ爲メニ製煉易カラス今其適法ヲ試驗シツヽアル場合ナレハナリ近頃該坑二番坑道ノ下部ニ設ケ置キタル一工場漸次下降スルニ從ツテ大切坑ノ礦石其跡ヲ絶ツニ至リシカ脈中ノ石英ニ何トナク變質アルヲ覺エ且ツ俗稱黑ト唱フル黑石英ヲ見ルニ至レリ此黑ナルノ東部ニ於テハ故ニ數週日此ノ狀アリダレハ金ノ存スルヲ認ムルニ至ル故去十月所ノ良礦ヲ出セ金二千五百圓餘ノ如キ黃金ニ富ンシフハ知ル人ナク此良礦ヲ多出掘セシレ居ラヌナリ」青盤坑二ハ既ニ礦石ヲ見坑道ヲ開キタルレリ而シテ進ム日ニ至ツテ採掘モノカト疑フ計塊ヲ分析セシニ

合計一
銀二

此礦石現今ハ高チナシテ現レタセリ」大立坑ニテ十月下旬ニ非シニ礦石一塊ノ金六
銀三

合計六
右ハ實ニ可驚良ノ如シ
金百
銀全

當礦山ニ於テ斯曾テ知ラサル所年前「鳥越坑長撰礦石ノ舊稱出セシヲ以テ佐未年青磐坑德兵良礦ヲ出セシヲ礦石ノ含有金銀ナリシヲ以テ今其礦ノ實價ノ法則ハ金一匁度產出ノ礦石ヲ較チ示サン

實永二酉年
明治十九年
安政六未年

故ニ今度產出ノ礦石ハ其及ハサルコト一貫三百匁强ナ占ムヘキ上礦ナモノニシテ往時實際ニ収収スルヲ得スト疑ハルニ至リテハ世評ト云フナリ故ニ斯ノ如キ良礦ハ產セシ近傍ハ概

## 寄

○郵遞局貯金法を拂込の制あれ行し兼て郵便切ふる度毎ゐ貯金出して正貨拂込ゐ貯金れ風と變の神益ならんと

○陰曆　日事も大切なり以たし因ゐ一言す